

浜 情 委 第 1 1 号
平成29年4月28日

浜松市長 鈴木康友 様
(人事課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒 井 英 人

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年1月11日付け浜総人第514号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「別添写し（平成〇〇年〇〇月〇〇日浜松市総務部文書行政課文書・情報グループ主任
A氏起案、平成〇〇年〇〇月〇〇日同課長B氏決裁（課長補佐C氏代決）の文書）の「5
その他」に記載されている「本人からの聞き取り」の事実を確認できる文書（口頭記録簿
等）」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第93号)

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年9月20日、「別添写し（平成〇〇年〇〇月〇〇日浜松市総務部文書行政課文書・情報グループ主任A氏起案、平成〇〇年〇〇月〇〇日同課長B氏決裁（課長補佐C氏代決）の文書）の「5その他」に記載されている「本人からの聞き取り」の事実を確認できる文書（口頭記録簿等）」の公開請求をした。
- (2) 平成28年10月7日、実施機関は、「本人からの聞き取り」の事実を確認できる文書（口頭記録簿等）」については、当該本人が市から聞き取りを受けた事実の有無そのものが、浜松市情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報となる。このことから、「本人からの聞き取り」の事実を確認できる文書（口頭記録簿等）」が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、浜松市情報公開条例第10条の規定を適用し、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することとし、公文書非公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年1月5日、審査請求人は、(2)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成29年1月11日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求めます。

(2) 審査請求の理由

実施機関は、この処分について「本人からの聞き取り」の事実を確認できる文書（口頭記録簿等）」が存在しているか否かを答えるだけで個人に関する情報を明らかにすることになるため、浜松市情報公開条例第10条の規定を適用し、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否します。」との記載がありました。

しかし、審査請求人が公開を請求した文書は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日浜松市総務部文書行政課文書・情報グループ主任A氏起案、平成〇〇年〇〇月〇〇日同課長B氏決裁（課長補佐C氏代決）の文書」に添付されているはずの文書です。よって、「本人からの聞き取り」の事実を確認できる文書（口頭記録簿等）」は、本来であれば存在していることは明らかなのですから、「存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにする」ものにはなり得ません。

よって、非公開とする理由はなく、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかです。

更に、審査請求人は浜松市総務部文書行政課文書・情報グループ主任A氏から「聞き取り」をされていません。よって、実施機関により偽造されたものであることは明らかです。このことから、実施機関が浜松市情報公開条例第7条第2号及び第10条を不当に適用して今回の公文書非公開決定を行ったと考えるのが妥当です。もし、偽造したのでないと主張するのであれば、審査請求人が請求した文書を公開しなければなりません。

(3) 反論書での主張

浜松市長（処分庁）の弁明は、浜松市総務部文書行政課文書・情報グループ主任A氏による虚偽の公文書作成を隠ぺいするため、浜松市に都合の良い事実、解釈、そして意見のみを記述したものであり、審査請求の理由に対応する形での弁明が全くなされていません。よって、弁明書としての体を成していない平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第 〇〇号による浜松市長（処分庁）の弁明には意味がありません。

請求対象公文書が存在したとしても、存在しなかったとしても、浜松市長（処分庁）が条例第10条を不当に適用して本件処分を行ったこと、すなわち、同条例に違反していることは明らかです。

審査請求に係る処分の取消し、併せて偽造公文書作成についての説明を求めます。

4 実施機関の主張

(1) 弁明書での主張

本件審査請求の争点は、審査請求人が公開を求めた本件請求対象文書に係る情報が浜松市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条に規定する「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当するか否かである。

① 条例第10条該当性について

本件審査請求に係る公開請求において、審査請求人は「本人からの聞き取りの事実を確認できる文書（口頭記録簿等）」という、特定の個人（本人。すなわち審査請求人自身）を名指した公文書を請求しているが、特定の個人が聞き取りを受けたかどうかは、その事実の有無自体が条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報（略）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（略）」に該当する。

本件審査請求に係る公開請求においては、仮に請求対象公文書が存在したとして、条例第7条第2号を適用して非公開決定をした場合、特定の個人が聞き取りを受けた事実があることが明らかとなり、反対に、仮に請求対象公文書が存在しなかったとして、文書不存在として非公開決定をした場合、特定の個人が聞き取りを受けた事実がないことが明らかになってしまう。

以上のことから、実施機関は個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第10条の規定を適用し、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否

したものである。

② 請求人本人による自己情報の公開請求について

請求者本人が自己情報の公開請求をしたとしても、当該情報は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報、すなわち非公開情報に該当することとなる。

これは、条例第7条第2号が単に「特定の個人」とのみ規定して本人を除外していないこと、また、その他の条文においても、本人からの公開請求があった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

よって、本人の自己情報であっても、条例第7条第2号が該当するものであるし、条例第10条の規定を適用したことは適当である。

なお、本人による自己情報を知りたいときは、情報公開制度でなく、保有個人情報開示制度にて対応すべきである。審査請求人には以前から繰り返し教示している。

5 委員会の判断

審査請求人は、「公開を請求した文書は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日浜松市総務部文書行政課文書・情報グループ主任A氏起案、平成〇〇年〇〇月〇〇日同課長B氏決裁（課長補佐C氏代決）の文書」に添付されているはずの文書です。よって、「本人からの聞き取り」の事実を確認できる文書（口頭記録簿等）」は、本来であれば存在していることは明らかなのですから、「存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにする」ものにはなり得ません。よって、非公開とする理由はなく、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかです。」と主張している。

本件請求文書については、仮に存在したとして、実施機関が公開又は存在するが非公開若しくは部分公開の決定を行った場合、特定の個人が聞き取りを受けたという事実を明らかにすることとなる。

反対に、仮に存在しなかったとして、実施機関が文書不存在を理由として非公開と決定した場合、特定の個人が聞き取りを受けなかったという事実を明らかにすることとなる。

特定の個人が聞き取りを受けたかどうかは、情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報すなわち非公開情報に該当するものである。

したがって、実施機関が、条例第10条を適用し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるため、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否したことは妥当である。

また、条例の公文書公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の公開請求があった場合でも、公開請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第2号アからウ又は条例第9条に該当しない限り、たとえ請求者本人の個人情報に係るものであっても非公開情報となる。

以上のことから、実施機関が非公開とした処分は妥当である。
よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 1月11日	諮問を受けた。
2月 3日	審査庁から弁明書を受理した。
3月 1日	審査庁から反論書を受理した。
3月21日	諮問の審査を行った。
4月17日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順